

## 研究活動の不正行為への対応に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、三重県保健環境研究所（以下「研究所」という。）における研究活動の不正行為に対する適切な仕組みを設けることにより、研究所の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究活動の不正行為」とは、研究所の研究活動をもとに発表された研究成果の中に示されたデータ・情報・調査結果等の捏造、改ざん、及び盗用をいう。ただし、根拠が示されて故意によるものではないと明らかにされたものは不正行為には当たらない。

- 2 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録、報告又は論文等に利用することをいう。
- 3 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにする若しくは、それを記録すること、又はそのような真正でない変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表することをいう。
- 4 盗用とは、他の研究者のアイデア、研究過程、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

### (研究不正対応責任者)

第3条 前条に関する不正行為の対応は、三重県保健環境研究所長（以下「所長」という。）が全体を管理し、最終責任を負うものとする。

### (研究不正対応統括者)

第4条 研究所に、研究不正対応統括者（以下「対応統括者」という。）を置く。

- 2 対応統括者は所長が指名する。
- 3 対応統括者は所長の命を受け調査に関わる事項全般を行う。

### (告発等の受付窓口)

第5条 研究活動の不正行為に関する告発等を受付ける窓口（以下「受付者」という）は、企画調整課長をもってあてる。

### (告発等の取扱)

第6条 告発は、書面（別紙様式第1）、電話、FAX、電子メール、面談などの手段を用いて受付窓口に行うものとする。

- 2 告発があった場合、受付者は告発内容について速やかに所長に報告する。
- 3 告発は、原則的に、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示されたもののみを受付けるものとする。
- 4 匿名による告発について、前項の受付条件を満たす場合は、その内容を精査し受け付けることが適当と認められる場合は、受け付けることができる。
- 5 研究者の異動等により、告発を受け付けるのが他の研究機関であるべき場合や、他の研究機関とともに調査を行う方がよい場合、受付者は所長、対応統括者と協議のうえ、当該告発を他の研究機関に回付又は通知する。
- 6 他の研究機関から調査の要請があったときも、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 7 顕名で告発があった場合、受付者は告発者に受け付けたことを通知する。
- 8 報道や学会等で不正行為が指摘された場合は、匿名により告発があった場合に準じて扱う。
- 9 三重県の公益通報（内部通報）制度に基づき、人事課あるいは関係部局から調査依頼があった場合は、顕名または匿名により告発があった場合に準じ、とり扱うものとする。
- 10 告発までに至らない段階の相談については、受付者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認し、所長に報告する。所長が相当の理由があると認めた場合は、受付者は相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、所長の判断で対応統括者に当該事案の調査を開始させることができる。
- 11 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談については、受付者はその内容を確認し、所長に報告する。所長が相当の理由があると認めたときは、受付者は被告発者に警告を行うものとする。

#### （告発者・被告発者の取扱い）

第7条 告発を受け付ける場合、受付者は、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 2 受付者、対応統括者等の調査に関わる者（以後「調査関係者」という。）は受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏らさないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発であったことが判明し、所長が必要と認めた場合は、受付者は告発者に警告を行うものとする。
- 4 所長は告発がなされたことのみをもって、被告発者の全面的な研究活動を

禁止しない。

(予備調査)

- 第8条 所長は、第6条の告発を受付けたときには速やかに、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理的理由に論理性があるかなど、告発内容の合理性、調査可能性等について対応統括者に予備調査を行わせる。
- 2 対応統括者は、前項の予備調査の実施を命ぜられたとき、関係課長等に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。
  - 3 予備調査に係る事務は、対応統括者の指示の下、原則として企画調整課で行うものとする。
  - 4 予備調査は、第2項の規定により保全された資料又は自ら収集した資料を精査し、又は職員等から事情聴取することにより行う。
  - 5 対応統括者は、予備調査の結果をすみやかに所長に報告する。それにより、告発をなされた案件が本格的な調査をすべきものと所長が判断した場合、本調査を行うものとする。
  - 6 告発を受付けた後、概ね30日以内に所長は本調査を行うか否か決定するものとする。
  - 7 所長は本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等は保存し、告発者等の求めに応じ開示するものとする。
  - 8 予備調査で悪意に基づく告発と判明したときは、所長は告発者にその旨通知する。
  - 9 他の研究機関から要請のあった調査の結果については、所長は当該機関へその旨通知する。

(本調査の通知)

- 第9条 本調査は、実施決定後概ね30日以内に開始するものとする。
- 2 本調査を行うことを決定した場合、所長は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう配慮する。
  - 3 当該事案に係る研究が競争的資金によるものであるときは、所長は競争的資金の配分機関に研究不正に係る調査を行う旨通知する。

(本調査の調査体制)

- 第10条 所長は、本調査に当たっては、当該研究分野の研究者であって外部の者を含む調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、対応統括者を委員長とし、委員若干名から組織する。外部委員以外の委員は、課長のうちから所長が任命するものとする。

- 3 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員は、調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 5 調査委員会に係る事務は、対応統括者の指示の下、原則として企画調整課で行うものとする。
- 6 調査委員会を設置したとき、所長は調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。
- 7 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた調査委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに異議申立書（別紙様式第2）を提出することができる。
- 8 異議申立てがあった場合、所長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

#### （調査方法・権限）

- 第11条 調査委員会は、当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより、調査を行うとともに、被告発者の弁明の聴取を行う。
- 2 前項の要請については被告発者から調査委員会へ自らの意思によりそれを申し出ることができる。
  - 3 前2項の再実験を実施する場合、必要となる手段及び費用は、研究所で負担する。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とすると、調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。
  - 4 調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力するものとする。
  - 5 研究所以外の機関において調査が必要な場合、所長は当該機関に協力を要請する。他機関から要請があった場合は、誠実に協力する。

#### （調査の対象となる研究）

- 第12条 調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究も含めることができる。

#### （証拠の保全措置）

- 第13条 本調査に当たって、調査委員会は告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。
- 2 研究所以外の機関において証拠の保全が必要な場合、所長は当該研究機関に協力を要請する。他研究機関から要請があった場合、誠実に協力する。
  - 3 前2項の措置に影響しない範囲内であれば、所長は被告発者の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告)

第14条 当該事案に係る研究が競争的資金によるものであるとき、所長は調査の終了前であっても、競争的資金の配分機関の求めに応じて、中間報告を行うものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第15条 調査に当たって、対応統括者および調査委員会は調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮する。

(認定)

第16条 調査委員会は、被告発者の弁明と、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

2 被告発者は、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠(生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等)を示して説明しなければならない。

3 調査委員会は本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。再調査の可否等についての決定を行った場合には、すみやかに被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受付けないことができる。

(調査結果の報告及び通知)

第17条 調査を終了したときは、調査委員会はただちに所長に調査結果を報告する。所長は、告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。)に通知する。被告発者が他の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。

2 当該事案が競争的資金によるものであるとき、所長は競争的資金の配分機関に当該調査結果を通知する。

- 3 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。
- 4 悪意に基づく告発との認定があった場合、所長は告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て、再調査)

- 第18条 不正行為と認定された被告発者は、調査結果が開示された日から10日以内に、書面(別紙様式第3)により、不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、その認定について、前項により不服申立てをすることができる。
  - 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、所長の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
  - 4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会(前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受付けないことができる。
  - 5 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、ただちに被告発者に当該決定を通知する。
  - 6 被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったとき、所長は告発者に通知する。競争的資金によるものであるときは、競争的資金の配分機関に当該調査結果を通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
  - 7 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに所長に報告し、所長は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。競争的資金によるものであるときは、競争的資金の配分機関に当該調査結果を通知する。
  - 8 悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあった場合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。競争的資金によるものであるときは、競争的資金の配分機関に通知する。

9 前項の悪意に基づく告発と認定された告発者からの不服申立てについて、調査委員会（第3項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、30日以内に再調査を行い、その結果を所長に報告するものとする。所長は、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。競争的資金によるものであるときは、競争的資金の配分機関に当該調査結果を通知する。

（調査結果の公表）

- 第19条 不正行為が行われたとの認定があった場合は、所長は速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、研究所が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。
- 2 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に明らかになっている場合は、調査結果を公表することができる。
- 3 悪意に基づく告発の認定があったときは、告発者の氏名・所属及び悪意に基づく告発と認定した理由を併せて公表することができる。
- 4 公表にあたっては、内容および方法等について県庁関係部局と協議のうえ行うものとする。

（調査中における一時的措置）

第20条 所長は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の使用を停止することができる。

（不正行為が行われたと認定された場合の措置等）

- 第21条 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与は認定されていないが、不正行為が認定された論文等の主たる著者（筆頭著者もしくはコレスポンディング・オーサーなど論文作成の中心となった責任者）（以下「被認定者等」という。）に対し、所長はただちに当該研究費の使用中止を命ずる。
- 2 前項の場合、所長は被認定者等に対し、規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

（不正行為は行われなかったと認定された場合の措置）

第22条 不正行為は行われなかったと認定された場合、所長は本調査に際してとった研究費使用停止の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、すみやかに解除する。

- 2 当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者、告発者および被告発者に対して、周知する。また、当該事案が調査関係者以外に明らかになっている場合は、調査関係者以外にも周知する。
- 3 不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
- 4 告発が悪意に基づくものと認定された場合、被告発者に対して、告発者の氏名、所属、悪意に基づくものと認定した理由を通知する。

(補則)

第23条 規程各条文で定める所長の役割について、所長は必要に応じ指名する者に、その事務を行わせることができる。

第24条 この規程に定めるもののほか、調査委員会等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。



別紙様式第1

申立日 平成 年 月 日

## 申立書

三重県保健環境研究所長 あて

所属

氏名

印

連絡先

研究活動の不正行為への対応に関する規程第6条第1項の規定に基づき、下記の研究不正行為について、申し立てを行います。

1 被申立者の所属、氏名

所属

氏名

2 研究不正行為の具体的な内容と根拠

(捏造、改ざん、盗用の別)

(対象となる研究成果物の特定など)

別紙様式第2

異議申立日 平成 年 月 日

## 異議申立書

三重県保健環境研究所長 あて

所属

氏名

印

連絡先

研究活動の不正行為への対応に関する規程第10条第7項の規定に基づき、平成 年 月 日付で通知のありました調査委員会の構成のうち、下記の者の任命について異議を申し立てます。

1 委員（長）名

2 異議申立の理由

別紙様式第3

不服申立日 平成 年 月 日

## 不服申立書

三重県保健環境研究所長 あて

所属

氏名

印

連絡先

研究活動の不正行為への対応に関する規程第18条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付で通知のありました調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

1 不服申立に係る箇所

2 不服申立の理由